

## 個人情報保護に関する取扱規程

(基本方針)

第1条 この規程は、一般財団法人群馬県老人クラブ連合会（以下「本会」という。）定款第56条に基づき、個人情報保護に関し必要な取り扱いの方針を定めるものである。

(関係法令等の遵守)

第2条 本会は、個人の人格尊重の理念の下に関係法令等を遵守し実行する、あらゆる事業において個人情報を慎重に取り扱うものとする。

(個人情報の適切な収集、利用、提供の実施)

第3条 本会は、個人情報を収集、利用、提供する場合には次の事項に配慮するものとする。

- (1) 単位老人クラブ会長名簿等個人情報の提出をお願いする場合は、当該個人情報を利用する目的を伝え、同意を得たうえで収集するなど、適法かつ適正な方法で取得するよう努める。
- (2) 個人情報の利用目的をできる限り特定するとともに、その利用目的の範囲でのみ個人情報を利用するよう努める。
- (3) あらかじめ明示した範囲を除いて名簿等の個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部には提供しないよう努める。

(安全性確保の実践)

第4条 本会は、個人情報の安全性を確保するため次の事項を実践するものとする。

- (1) 個人情報を正確な状態に保つとともに、漏えい・滅失・き損などの防止に努める。
- (2) 本人から自己の個人情報について開示・追加・削除・利用停止などの申し出があった場合には速やかに対応する。
- (3) 個人情報の取り扱いに関する苦情があったときは、適切かつ速やかに対応する。

(役職員等の意識啓発)

第5条 本会は、個人情報に関する意識啓発を図るため次の事項に取り組むものとする。

- (1) 個人情報を保護するために適切な管理体制を講じるとともに、役職員の個人情報に関する意識啓発に努める。
- (2) 今後、コンピューターなどを利用する個人情報の利用が著しく拡大することを踏まえ、本会主催の研修会等で個人情報の適切な取り扱いに関し老人クラブの事務担当者等への意識啓発に努める。

附 則

この規程は、一般財団法人の設立の日から施行する。